

沖縄県土木建築部公告土都第2号

プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和3年9月21日

沖縄県知事 玉城 康裕

本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の業務である。

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和3年度モノなび沖縄ウェブサイト等更新業務
- (2) 履行場所：沖縄県内
- (3) 業務内容：「沖縄都市モノレール観光ガイドマップ モノなび沖縄」掲載情報の更新、作成（WEBサイト版含む）、チラシ印刷等、駅周辺案内サイン更新
- (4) 履行期間：契約締結日から令和4年3月18日

2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 過去10か年の間に国や地方公共団体からガイドマップ、案内サイン、ポータルサイト等の企画・制作を受託した実績を有し、本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する者であること。
- (7) 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての事業者が(1)～(5)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが(6)の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で(7)の要件を満たす者であること。

3. 受託者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

企画提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)の評価項目毎に評価を行い、評価点を与える。

(ア) 基本項目（業務実績、執行体制、積算、スケジュール）

(イ) 企画内容に関する項目（構成、見やすさ、動作性、操作性等）

(2) 受託者の決定方法

受託者の決定は、(1)によって算出された評価点の合計の最も高い者を受託候補者とする。

なお、評価点の合計の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受託候補者を特定する。※ただし平均評価点が60点を超える者がいない場合は候補者を選定しない場合がある。

4. 本公告に対する質問及び回答

当該業務に対する質問については下記により別添【様式4】質問書にて提出するものとする。

(1) 提出期間：令和3年9月21日(火)から令和3年9月28日(火)

(2) 提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法：持参又は郵送（必着）により提出。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限内に到達すること。

(4) 回答：質問を受けた場合、都市計画・モノレール課ホームページに回答を掲載する。

5. 各種手続等

(1) 企画コンペ参加申込書等の提出

参加を希望する者は下記により企画コンペ参加申込書等を提出するものとする。

ア 提出期間：令和3年9月21日(火)から令和3年9月28日(火)

イ 提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法：持参又は郵送（必着）により提出。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限内に到達すること。

エ 提出部数：募集要項を参照

オ 提出場所：沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 都市モノレール室

(那覇市泉崎1-2-2県庁舎11階)

(2) 企画提案書等の提出

企画書提案書等の提出は以下のとおりとする。

ア 提出期間：令和3年9月21日(火)から令和3年10月8日(金)

イ 提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法：持参又は郵送（必着）により提出。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限内に到達すること。

エ 提出部数：募集要項を参照

オ 提出場所：5-(1)-オ参照

(3) 受託者の決定について

受託者の決定については、令和3年10月19日(火)までに決定する予定である。なお決定日に変更がある場合には、企画書を提出した者に通知する。

6. その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(2) 配置予定担当者の確認

企画書に記載した統括責任者及び業務実施担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当初の配置予定統括責任者同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。

(3) 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

(4) 参加資格の喪失

本広告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画書及びその他提出使用に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(5) その他詳細は、募集要項による。